

1994年5月12日  
2010年4月15日改訂  
『駿河台経済論集』編集委員会

## 『駿河台経済論集』投稿規程

### 1. 投稿資格

投稿筆頭者は、原則として以下の者とする。

- (1) 本学経済学部の専任教員
- (2) 本学経済学部の非常勤講師
- (3) 上記以外の者で、『駿河台経済論集』編集委員会（以下「委員会」）で認めた者

### 2. 申込方法

- (1) 申込は、所定の執筆申込用紙により行う。
- (2) 執筆申込用紙の請求先および提出先は、「委員会」とする。
- (3) 執筆申込の締切は、原則として各号の原稿締切日の3カ月前とする。

### 3. 投稿原稿

- (1) 原稿は、未投稿のものに限る。
- (2) 原稿の種類は、論文、研究ノート、資料、学会等の動向、書評、翻訳、セミナー・公開講座の報告、その他とする。
- (3) 共同執筆の場合は、共著者の所属・氏名を明記する。
- (4) 論文については、原則として「経済学部月例研究会」での発表を要件とする。
- (5) 原稿の採否は、「委員会」において決定し、その旨を投稿筆頭者に伝える。
- (6) 掲載の順番は、原則として原稿提出期間内での提出順とする。
- (7) 原稿の執筆は、原則として『駿河台経済論集』執筆要領によるものとする。
- (8) 原稿の提出先は、「委員会」とする。

#### 4. 原稿締切と発行日

- (1) 原稿の締切日については、発行日の概ね2カ月前とする。
- (2) 『駿河台経済論集』は年2回刊行し、発行日は、各巻の1号については9月末日、2号については3月末日とする。

#### 5. 抜き刷り

- (1) 抜き刷りは、一篇につき50部とする。
- (2) 50部を超えて希望する場合は、実費を徴収する。

#### 6. 著作権

『駿河台経済論集』に掲載された論文等のすべての記事の著作権は、記事に明記された執筆者に帰属するものとする。

#### 7. 電子化およびウェブ上での公開

『駿河台経済論集』に掲載された論文等の印字されたものはすべて、原則として電子化（PDF化）し、本学のウェブサイトや機関リポジトリ等を通じてウェブ上で公開する。

ただし、ウェブ上での公開について上記の著作権者が拒絶した場合には、該当論文等は非公開とする。著作権者が拒絶する場合には「委員会」宛ての明示の文書をもって行い、明示の文書のないものについては公開を承諾したものとみなす。

#### 8. その他

- (1) 「委員会」の委員長は経済学部長とする。
- (2) 本規程の改廃、その他『駿河台経済論集』編集に関する運営については、「委員会」において決定し、教授会において公表する。
- (3) 本規程は『駿河台経済論集』第20巻第1号より適用する。